

倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市に居住等する者が成年後見その他の制度を利用するに当たり、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第28条第1項に規定する審判費用（鑑定費用を含む。以下「審判費用」という。）及び後見等報酬（民法（明治26年法律第89号）第862条（同法第876条の5第2項又は第876条の10第1項において準用する場合を含む。）の規定により成年後見人、保佐人又は補助人に対して与えられる報酬をいう。）を負担することが困難な者に対し、市が交付する倉吉市成年後見制度利用支援助成金（以下「助成金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象者（以下「助成対象者」という。）は、次の第1号に掲げる成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人（以下「成年被後見人等」という。）である者若しくは当該成年被後見人等に係る民法第7条、第11条若しくは第15条第1項本文に規定する請求を行う者（検察官である者を除く。以下「申立人」という。）又はこれになろうとする者であって次の第2号に掲げるものを除き、第3号に掲げるものに該当する、他に審判費用又は後見等報酬を負担する者がいないものとする。

(1) 次に掲げる者

- ア 市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されている者
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第13条に規定する住所地特例対象施設に入所又は入居している市の被保険者
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第13号。以下「障害者総合支援法」という。）第19条第3項に規定する特定施設に入所している市の支給決定対象者
- エ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第3項の規定により市長が保護を行う者

(2) 次に掲げる者

- ア 介護保険法第13条に規定する住所地特例対象施設（市内に所在するものに限る。）に入所又は入居している他市町村の被保険者
- イ 障害者総合支援法第19条第3項に規定する特定施設（市内に所在するものに限る。）に入所している他市町村の支給決定対象者
- ウ 生活保護法第19条第3項の規定により都道府県知事又は他の市町村長が保護を行う者

(3) 次に掲げる者

- ア 生活保護法による被保護者
- イ 住民税非課税世帯（審判のあった月の属する年度（審判のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分が、市民税非課税であることをいう。）に属し、かつ、家庭裁判所に申立を行った日における成年被後見人の資産等（現金、預貯金及び換金が容易な資産など）の合計が50万円以下である者
- ウ その他審判費用及び後見等報酬を負担することが困難であると市長が認める者

(助成金の交付)

第3条 市長は、助成対象者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することができる。

2 助成金の額は、審判費用のうち次に掲げるもの及び後見等報酬（家庭裁判所が定める額の範囲内のもの）の額の合計とする。ただし、本人以外の請求人又は請求人になろうとする者にあつては、審判費用に係るものに限る。

- (1) 申立手数料
- (2) 登記手数料
- (3) 郵便料
- (4) 診断書料
- (5) 鑑定費用

(助成金の申請)

第4条 助成金の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、助成対象者又は助成対象者の代理人である成年後見人等とする。ただし、当該成年後見人等が成年被後見人等の親族である場合は、申請することができない。

2 申請者は、助成金を申請しようとするときは、倉吉市成年後見制度利用支援助成金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成対象者の資産等の状況に関する書類
- (2) 報酬付与の審判書謄本の写し
- (3) 登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本及び確定証明書の写し（成年後見人等が申請をする場合に限る。）

(助成金の決定)

第5条 市長は、成年被後見人等の資産の状況を調査して、助成についての可否を決定し、倉吉市成年後見制度利用支援助成金交付決定（不決定）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 助成金の交付の決定を受けた申請者は、毎年度市長が定める日までに、倉吉市成年後見制度利用支援助成金請求書（様式第3号）により助成金を請求するものとする。

(成年後見人等の報告義務)

第7条 助成金の交付を受けている者の成年後見人等は、成年被後見人等の資産状況及び生活状況に変化があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の中止等)

第8条 市長は、成年被後見人等の資産状況若しくは生活状況の変化、死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき又は著しく変化したと認めるときは、助成を中止し、又は助成金の額を増減するものとする。この場合において、成年被後見人等が死亡した後の後見報酬については、遺留資産で不足する金額に限り助成するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、助成を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の決定を受けたときは、その決定を取り消し、既に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、後見報酬に係る助成金については、平成24年度以後の業務に係る後見報酬から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様

倉吉市長

印

倉吉市成年後見制度利用支援助成金決定（不決定）通知書

年 月 日付けで申請のありました倉吉市成年後見制度利用支援助成金について、次のとおり決定しましたので、倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱第5条の規定に基づき、通知します。

記

1 助成決定

| | |
|---------|------------|
| 成年被後見人等 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 （ 歳） |
| 成年後見人等 | |
| 住 所 | |
| 氏 名 | |
| 助成決定額 | 円 |
| 助成開始年月日 | 年 月 日 |

2 助成不決定

| |
|----|
| 理由 |
|----|

様式第3号(第6条関係)

倉吉市成年後見制度利用支援助成金請求書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

請求者 住 所

氏 名

印

電話番号

— —

年 月 日付で交付の決定のありました倉吉市成年後見制度利用支援助成金について、倉吉市成年後見制度利用支援事業要綱第6条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

| | |
|------|-----------------------|
| 請求金額 | 円 (年 月分から 年 月分まで) |
|------|-----------------------|

(宛先)

倉吉市会計管理者

倉吉市成年後見制度利用支援助成金を次の口座に振り込んでください。

| | | | | |
|------------------|-------|-------|------|--|
| 振込先 (成年被後見人等) | 金融機関名 | | 支店名 | |
| | 預金種目 | 普通・当座 | 口座番号 | |
| | フリガナ | | | |
| | 名 義 | | | |